

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【公表番号】特表2017-538605(P2017-538605A)

【公表日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-050

【出願番号】特願2017-530329(P2017-530329)

【国際特許分類】

B 3 2 B	33/00	(2006.01)
B 3 2 B	27/34	(2006.01)
B 3 2 B	27/00	(2006.01)
B 3 2 B	27/28	(2006.01)
B 2 9 C	47/06	(2006.01)
B 6 5 D	77/04	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	33/00	
B 3 2 B	27/34	
B 3 2 B	27/00	H
B 3 2 B	27/28	1 0 1
B 2 9 C	47/06	
B 6 5 D	77/04	B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年8月29日(2018.8.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

応力によって引き起こされる裂け目の形成に対して抵抗性のあるライナーであって、液体を保持可能なライナーに形成されるフィルムを含んでおり、前記フィルムが、ガスに対する第1のバリア層と、前記ガスに対する第2のバリア層と、前記第1のバリア層と前記第2のバリア層との間に介在的に配置された少なくとも1つの追加の材料の層とを備え、

第1のバリア層及び第2のバリア層のそれぞれが、ポリアミド、ポリエチレンテレフタレート(PET)、非結晶性ポリエチレンテレフタレート(APET)、グリコール変性ポリエチレンテレフタレート(PETG)、ポリエチレンナフタレート(PEN)、ポリクロロトリフルオロエチレン(PCTFE又はPTFCE)、環状オレフィン系共重合体(COC)、液晶ポリマー(LCP)、エチレンビニルアルコール(EVOH)、及びポリ塩化ビニリデン(PVDC)からなる群から選択される材料からなり、

少なくとも1つの追加の材料の層が、無水マイレン酸改質PE、低密度ポリエチレン(LDPE)、メタロセンポリエチレン(mPE)、及び直鎖状低密度ポリエチレン(LLDPE)からなる群から選択される材料からなる、ライナー。

【請求項2】

応力によって引き起こされる裂け目の形成に対して抵抗性のあるライナーであって、イ

ンターフェース、第1の最内層、第2の最内層、第1の介在層、第2の介在層、第1のバリア層、第2のバリア層、第3の介在層、第4の介在層、第1のクラッド層、及び第2のクラッド層を有するフィルムを含んでおり、

第1の最内層及び第2の最内層のそれぞれが、メタロセンポリエチレン(mPE)、直鎖状低密度ポリエチレン(LLDPE)、エチルビニルアセテート及びこれらのブレンドからなる群から選択される材料からなり、

第1のバリア層及び第2のバリア層のそれぞれが、ポリアミド、ポリエチレンテレフタレート(PET)、非結晶性ポリエチレンテレフタレート(APET)、グリコール変性ポリエチレンテレフタレート(PETG)、ポリエチレンナフタレート(PEN)、ポリクロロトリフルオロエチレン(PCTFE又はPTFCE)、環状オレフィン系共重合体(COC)、液晶ポリマー(LCP)、エチレンビニルアルコール(EVOH)、及びポリ塩化ビニリデン(PVDC)からなる群から選択される材料からなり、

第1の介在層、第2の介在層、第3の介在層及び第4の介在層のそれぞれが、ポリエチレンからなり、

第1のクラッド層及び第2のクラッド層のそれぞれが、直鎖状低密度ポリエチレン(LLDPE)、フルオロポリマー及びこれらのブレンドからなる群から選択される材料からなり、

前記第1の最内層及び前記第2の最内層が、互いに接触し、前記インターフェースを画定し、

前記第1の介在層が、前記第1の最内層と前記第1のバリア層との間に配置され、前記第1のバリア層が、前記第1の介在層と前記第3の介在層との間に配置され、

前記第1のクラッド層が、前記第3の介在層の外側に配置され、

前記第2の介在層が、前記第2の最内層と前記第2のバリア層との間に配置され、前記第2のバリア層が、前記第2の介在層と前記第4の介在層との間に配置され、且つ前記第2のクラッド層が、前記第4の介在層の外側に配置される、ライナー。

【請求項3】

前記第1のバリア層及び前記第2のバリア層が、ガスに対して同一であるガス透過性を有しており、前記ガス透過性が、前記ガスに対して0.1から10ccミル/100平方インチ/日である、請求項1に記載のライナー。

【請求項4】

オーバーパックと、請求項1に記載のライナーとを含む、ライナーベースシステム。

【請求項5】

応力によって引き起こされる裂け目の形成に対して抵抗性のあるライナーを製造する方法であって、

複数の層を有する壁を含む管状構造体を共押出すことであって、前記壁が、前記複数の層の最内層と、前記最内層を囲むバリア層とを含み、前記バリア層が、ガスに対するバリアを設ける、共押出することと、

前記最内層がそれ自体にインターフェースにおいて接触し、前記インターフェースの周りで前記複数の層の鏡像を有するシート材料が画定されるように、前記管状構造体を畳むことであって、前記シート材料が、2つのバリア層の間で捕捉された2つの最内層を設ける、畳むことと、

前記シート材料を、液体を保持可能なライナーに形成することとを含み、

最内層が、メタロセンポリエチレン(mPE)、直鎖状低密度ポリエチレン(LLDPE)、エチルビニルアセテート及びこれらのブレンドからなる群から選択される材料からなり、

バリア層が、ポリアミド、ポリエチレンテレフタレート(PET)、非結晶性ポリエチレンテレフタレート(APET)、グリコール変性ポリエチレンテレフタレート(PETG)、ポリエチレンナフタレート(PEN)、ポリクロロトリフルオロエチレン(PCTFE又はPTFCE)、環状オレフィン系共重合体(COC)、液晶ポリマー(LCP)

、E V O H、及びポリ塩化ビニリデン（P V D C）からなる群から選択される材料からなる、方法。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 5】

[0 0 3 3] バリア層2 2 及び2 4 に適しており、且つ中程度の酸素透過性を有する材料には、限定されないが、ポリアミド、ポリエチレンテレフタレート（P E T）、非結晶性ポリエチレンテレフタレート（A P E T）、グリコール変性ポリエチレンテレフタレート（P E T G）、及びポリエチレンナフタレート（P E N）が含まれる。バリア層2 2 及び2 4 に適しており、且つ酸素透過性が低い材料には、限定されないが、ポリクロロトリフルオロエチレン（P C T F E 又はP T F C E）、環状オレフィン系共重合体（C O C）、液晶ポリマー（L C P）、E V O H、及びポリ塩化ビニリデン（P V D C）が含まれる。